

## 管内アイガモ飼養施設で発生した 鳥インフルエンザ 2 事例

北部家畜保健衛生所  
○赤澤 珠季 高梨 優希  
中央家畜保健衛生所  
三浦 良彰

### 要 約

令和 4 年 11 月、伝統的なおとり猟を行う施設から、飼養しているアイガモが死亡したとの通報があり病性鑑定を実施。高病原性鳥インフルエンザ(以下 HPAI)と診断し、防疫措置を実施した。当該施設は定期報告書が未提出であり、当所では存在を把握していなかったため、猟友会を通じて他の飼養者の情報収集を行うとともに、家畜伝染病予防法についての講習会を実施した。また令和 5 年 10 月、アイガモ農法を行う施設で HPAI 強化モニタリングを実施。ゲル内沈降反応で 2 羽が陽性となり、病性鑑定を実施。PCR 検査により鳥インフルエンザと診断した。当該施設のアイガモには、鳥インフルエンザを疑う症状がなく、臨床症状に基づく早期発見は困難であった。両施設とも、野生の水鳥に接触可能な状況で飼育されるなど、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた。今後も、家きん類の飼養施設の実態把握に努めるとともに、継続して飼養衛生管理基準の遵守を働きかける必要がある。

### はじめに

HPAI ウイルスに感染した鶏は、元気消失、産卵率の低下、鶏冠や脚のチアノーゼなどの症状を呈し高率に死亡するが、これらの臨床症状を示さず急死することもある。一方でカモはインフルエンザウイルスの自然宿主であり、感染しても症状を示さず、死亡しない場合がある。症状が見られたとしても、比較的軽微であり HPAI を疑うことは難しい。HPAI に感染したカモの早期発見は困難なことから、ほかの鳥への感染源となる可能性が懸念される。管内では、アイガモ飼養施設にて令和 4 年に HPAI、令和 5 年に鳥インフルエンザが発生したので報告する。

### 事例①（令和 4 年）

#### 1) 発生施設

令和 4 年、県内 1 例目となったアイガモ飼養施設のアイガモは、鳥屋猟という伝統的なおとり猟に使われていた。鳥屋とは川岸に建てられた風景にカモフラージュした小屋(写真 1)で、猟師はここに待機する。



写真 1 鳥屋

おとりに使うのは、模型のデコイと鳴きガモと呼ばれる生きたアイガモで、これらを鳥屋周辺の水辺に泳がせる(写真 2)。鳴きガモの声に野生のカモがおびき寄せられたところを鳥屋から猟師が撃つ。このように鳥屋猟は意図的に野生の水鳥と接触させる狩猟方法であり、野鳥での HPAI 発生事例が報告されている情勢を踏まえると、鳴きガモが HPAI ウイルスに感染する可能性は否定できない。



写真2 鳥屋猟

当該施設では、アイガモ 21 羽を飼養していた。飼養場所は、骨組みをネットで覆った構造の開放式の小屋で、小屋は自宅と水田の境目に設置されていた（図 1、写真 3）。小屋の床面の一部は水田から続く湿地だった。

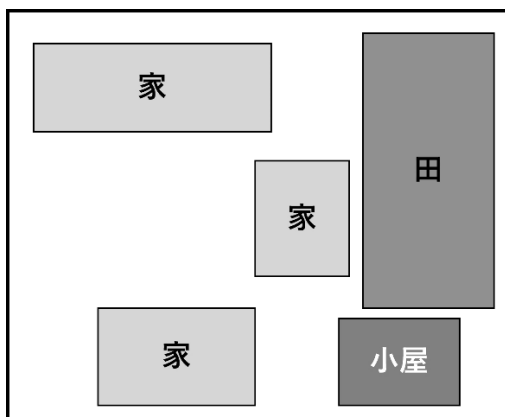


図 1 施設見取り図

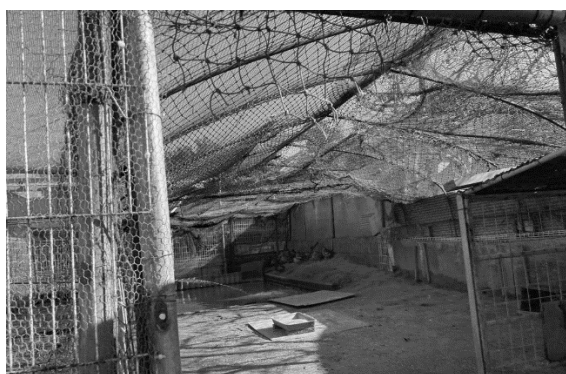


写真3 飼養場所（小屋）

猟に使用するアイガモはこの小屋から連れていき、猟が終わるとこの小屋に戻っていた。アイガモの管理は 5 人で行っていた。小屋へ入る際に専用の衣服、靴の着用、手指の消毒は実施されていなか

った。

## 2) 発生概要

当該施設では令和 4 年 11 月 15 日から 2 日に 1 回の頻度で猟を行っていた。猟場には狩猟開始日からマガモ等の野鳥が生息していた。11 月 22 日から食欲の低下、毎日 1~3 羽の死亡が続き、11 月 25 日に死亡羽数が累計 7 羽となったことから管理者の一人が当所に通報。病性鑑定を実施し、簡易検査陽性。PCR 検査で H5 亜型鳥インフルエンザウイルスを検出し疑似患者と判定。防疫措置を実施した。

## 3) 対応

当該施設は定期報告書を提出しておらず、通報を受けるまで、当所ではこのようなアイガモ飼養施設を把握していなかった。そこで、発生を機に猟友会を通じて、鳥屋猟を行っているアイガモ飼養者に向けて講習会を実施。家畜伝染病予防法、飼養衛生管理基準の周知と定期報告書の提出を呼び掛けた。参加者には会場で定期報告書を記入、提出させた。

## 事例②（令和 5 年）

### 1) 発生施設

令和 5 年発生施設のアイガモは、アイガモ農法に利用されていた。アイガモ農法は、米を無農薬で生産する方法で、田植えと同時に放ったアイガモは、米が実る頃に引き上げ、しばらく肥育した後、出荷する。

当該施設では約 70 羽を飼養していた。立ち入り時、アイガモは田から引き上げられ出荷を待っている状態だった。

飼養場所は湿地に骨組みを立て、その周りをネットで囲い、さらに外側を電気柵で囲んだ構造であった。屋根はなく、野鳥との接触は可能だった（写真 4）。



写真4 飼養場所

## 2) 発生概要

令和5年10月23日に当該施設にてHPAI強化モニタリングを実施。ゲル内沈降反応検査にて2羽陽性となったため、翌日病性鑑定を実施。簡易キット陰性。PCR検査にて鳥インフルエンザウイルスは検出されたが、H5、H7遺伝子は検出されなかったため、届出伝染病の鳥インフルエンザと判定した。

## 3) 対応

強化モニタリングで陽性となった施設に対しては、出荷を待つ間毎日の健康観察を実施すること、出荷後は飼養場所を消石灰で消毒すること、来シーズン以降も飼養を続ける場合には飼養衛生管理基準を遵守することを指導した。

また、昨年度定期報告書の提出があったアイガモ飼養者に対して、すでに県内の野鳥でHPAIが確認されていること、県外養鶏場での感染事例も確認されていることを衛生だよりで周知した。定期報告書が提出されていない施設もあったため、提出の呼び掛けも含めた内容とした(図2)。

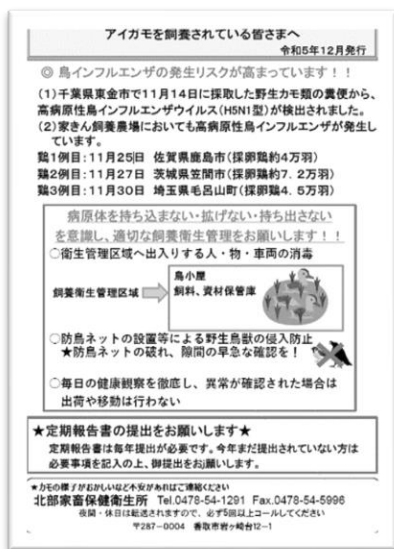


図2 カモ飼養者に向けた衛生だより

## 課題

### 1) 飼養衛生管理基準の不遵守

畜産業以外のアイガモ飼養者の飼養衛生管理に対する意識は養鶏農家に比べて低い傾向がある。今回報告した2事例でも基準に満たない方法でアイガモを飼養していた。ウイルスの拡散を防ぐためにも、定期報告書により家きん飼養施設の実態を把握し、飼養者の飼養衛生管理基準に対する意識の底上げに努めることが必要である。

## 2) HPAI 発生時の制限区域の設定

令和4年の事例はHPAIの発生だったため、制限区域が設定された。養鶏農家ではない上、飼養衛生管理基準を満たさない飼育方法、さらに野鳥と意図的に接触させる業態の施設での発生だったため、養鶏農家からは制限区域の設定に不満の声が上がった。中には「畜産業以外の家きん飼養施設でHPAIが発生した場合には制限区域を設定しないでほしい。」という意見もあった。

これを受け、当所では畜産業以外の家きん飼養施設での発生は、現行の野鳥でのHPAI発生時の対応と同様に発生施設を中心に監視重点区域を設定し、区域内の監視を強化する等の対応にできないか問題提起したいと考えている。

## 3) 手当金の申請

令和4年の発生では、手当金を申請するにあたり、根拠資料が不十分で手続きに時間を要した。そのためアイガモ飼養者には申請書作成時に必要な根拠資料についての情報提供を行い発生時に備えてもらう必要がある。